

危険物新聞

第 225 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 川 井 清 治 郎
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 97175910
 定価 1部 20円

大阪府危険物取扱者試験 乙 種 全 類

11月23日実施

願書受付 11月1日、2日

大阪府では、昭和47年度第3回目危険物取扱者試験を次により実施する。

当初10月29日(日)に内定していたが、試験場の都合により、その後11月23日(祭)に、また願書受付日も11月1日、2日に変更されたものである。

なお、準備講習会は、予定どおり次の日程で行われる。

1. 試 験

試験種類	乙種全類
試験日	11月23日(祭)
試験場	近畿大学
願書受付	11月1日、2日
受付場所	大阪府職員会館

<注> 法律が改正され、乙種の受験資格は、危険物施設で6カ月以上危険物の実務経験を有する者となりました。

講習は予定どおり実施

2. 講 習

- 第1期は全類用につき、第4類だけを受験する場合は他の期を受講して下さい。
- 受験願書は各会場で第1日目に仮受付します。
- 受験用証紙(1種類につき1,000円)は講習会

場で発売します。

- 科目免除を希望するときは願書提出時に既得免状を提示の上申請すること。

① 日時、会場

期 別	講 習 日	会 場
1 期 (全類)	10月9日と 16日と17日	▶ 農 林 会 館
2 期	10月13日と10月23日	▶ 大阪府商工会館
3 期	10月17日と10月19日	▶ 農 林 会 館
4 期	10月16日と10月18日	▶ 大阪府青少年会館 小ホール
5 期	10月17日と10月19日	▶ 大阪府青少年会館 小ホール
6 期	10月11日と10月16日	茨木市商工会館
7 期	10月12日と10月18日	堺 労 働 セツルメント
8 期	10月12日と10月13日	松原市商工会館
9 期	10月14日と10月20日	守口市市民会館
(夜) 10 期	10月16日と17日と 19日と20日	▶ 毎日文化ホール

- ◀印会場では初日に写真撮影します。

② 受付期間と場所

(受 付 場 所)	(日 時)
堺市消防署内 堺市危険物協会	9月29日(金) 9時30分～16時
岸和田市消防署内 岸和田市火災予防協会	9月30日(土) 9時30分～正午
豊中市消防署内 豊中危険物防火安全協会	9月30日(土) 9時30分～正午
茨木市消防署内 茨木市災害予防協会	10月2日(月) 9時30分～16時
守口市消防署内 守口門真防火協会	10月2日(月) 9時30分～16時
松原市消防署内 松原市火災予防協会	10月3日(火) 9時30分～正午
東大阪市西消防署内 東大阪市西防火協力会	10月3日(火) 13時～16時
四ツ橋ビル8階 大阪府危険物品協会連合会事務局	10月5日と6日 9時30分～16時

- 定員になり次第締切らせていただきます。

保安講習実施細目決まる

大阪府では 第1回を今年中に計画

昨年6月1日付消防法改正により、危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（受講義務者）は、原則として5年に1回保安に関する講習（保安講習）を受けなければならないことになり、消防庁では去る7月8日その実施細目を都道府県に通達した。各都道府県ではこの通達に基づき近く保安講習をはじめの模様で、大阪府でも第1回を本年内に開催すべく計画中である。

保安講習とはどういうものか、関係法令、通達を解説する。

1. 保安講習

製造所、貯蔵所、取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が定められた期間内に受講しなければならない講習で、都道府県知事（自治大臣が指定する機関も含む）が実施する。

2. 受講義務者

製造所、貯蔵所、取扱所において危険物取扱作業に従事する甲種、乙種及び丙種危険物取扱者で保安監督者も含まれる。危険物取扱者免状の交付を受けているが、危険物の取扱作業に従事しない者は受講の義務はないが、希望者は受講することができる。

3. 受講義務の期間

製造所等において危険物取扱作業に従事しはじめてから1年以内に受講しなければならない。

ただし、その作業に従事することとなった日前4年以

内に免状の交付を受けているか又は、保安講習を受けている場合は、それぞれ免状の交付を受けた日又は、保安講習を受けた日から5年以内に受講すればよい。又保安講習受講者は5年以内に次の講習を受けなければならない。

4. 改正法施行前の特別措置

昭和46年6月1日現在、現に製造所等で危険物取扱作業に従事している危険物取扱者は特例により、昭和46年6月1日から5年以内に受講すればよい。

5. 講習実施機関と公示

保安講習は都道府県知事が行い、大阪府では府公報で告示される予定。受講義務者宛個々の通知は原則として行われませんが消防機関や危険物協会を通じPRが行われるものと予想される。講習は有料（1名につき800円）で、講習終了者には、危険物取扱者免状に記載、押印される。なお、将来は自治大臣が指定する市町村長その他の機関が実施するようになるかもしれない。

6. 講習科目と時間

講習は甲種、乙種取扱者と丙種取扱者講習に分けられる。

(1) 甲種、乙種危険物取扱者講習

ア 危険物関係法令に関する事項については、①主として過去5年間における危険物関係法令の改正事項及び②危険物関係法令による規制の要点を講義する

消防ポンプから家庭用消火器まで！

消防機器の総合メーカー



保険付

家庭用万能消火器ビーナス

信賴のマーク



梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

こととなるが、受講者に関係のある危険物施設の態様を考慮し、努めて実態に即した内容のものとされたいこと。

イ 火災予防に関する事項については、概ね次によること。

(ア) 危険物施設（無許可施設を含む。以下同じ。）の火災及び漏洩の事例の動向

危険物施設の火災及び漏洩の事例の傾向などについて、全国及び管内のそれぞれに区分して講義すること。

(イ) 危険物施設の火災及び漏洩の事例並びにその問題点及び保安対策

管内及び他の都道府県における危険物施設の火災及び漏洩の事例のうちから適例を選び、火災又は漏洩の発生の経過、被害状況、原因等の概要並びに火災又は漏洩の発生の問題点及びその発生を防止するために必要な保安上の対策等を講義すること。

(ウ) 危険物施設の火災及び漏洩の事例に関係のある危険物の性状等

(イ)の火災及び漏洩の事例に関係のある危険物の化学的性状、物理的性状、消火方法等について講義すること。

(エ) 危険物一般の安全管理に関する知識

危険物一般の安全管理に関する事項を平易に講義すること。

(2) 丙種危険物取扱者講習

ア 危険物関係法令に関する事項については、①主として過去 5 年間に於ける危険物関係法令の改正事項及び②丙種危険物取扱者がその責務を果たすに必要な範囲の危険物関係法令による規制の要点を講義することとなるが、受講者に関係のある危険物施設の態様を考慮し、努めて実態に即した内容のものと

されたいこと。

イ 火災予防に関する事項については、概ね次によること。

(ア) 危険物施設の火災及び漏洩の事例の動向

(1)、イ(ア)の例によること。

(イ) 丙種危険物取扱者が取り扱うことができる危険物に関係のある危険物施設の火災及び漏洩の事例並びにその問題点及び保安対策

管内及び他の都道府県における丙種危険物取扱者が取り扱うことができる危険物に関係のある危険物施設の火災及び漏洩の事例のうちから適例を選び、火災又は漏洩の発生の経過、被害状況原因等の概要並びに火災又は漏洩の発生の問題点及びその発生を防止するために必要な保安上の対策等を講義すること。

(ウ) (イ)の火災及び漏洩の事例に関係のある危険物の性状等

(イ)の火災及び漏洩の事例に関係のある危険物の化学的性状、物理的性状、消火方法等について講義すること。

(エ) 危険物一般の安全管理に関する知識

危険物一般の安全管理に関する基本的事項を平易に講義すること。

(3) 講習科目のうち、火災予防に関する事項の講習については、危険物の火災予防に関する映画又はスライドを映写することを含めてもさしつかえないこと。

この場合、当該映写時間は、講習時間に含まれるものであること。

模擬問題解答

- 1—(4) 2—(5) 3—(3) 4—(2) 5—(5) 6—(1)
- 7—(2) 8—(3) 9—(4) 10—(4) 11—(3) 12—(1)
- 13—(2) 14—(2) 15—(5) 16—(2) 17—(3) 18—(2)
- 19—(3) 20—(3) 21—(2) 22—(4) 23—(2) 24—(3)

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エア－ホーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル (株)
ヤマト消火器 (株) } 代理店

株式会社
三 和 商 会
TEL 06 (443) 2 4 5 6

乙種第4類
危険物取者試験
模擬問題
(法令の部)

問題1 次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 危険物は石油類、高圧ガス類及び火薬類に区別されている。
- (2) 危険物は、危険性の高い順に第1類から第6類まで分類されている。
- (3) 常温で液状のものが甲種危険物で、固体のものが乙種危険物である。
- (4) 第二石油類は甲種危険物で、屋外貯蔵所に貯蔵することはできる。
- (5) 消火設備の基本数量を指定数量という。

問題2 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 消防法の別表で危険物の品名ごとに定められている数量を指定数量という。
- (2) 指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合は、市町村長等の許可を受けなければならない。
- (3) 第2石油類300ℓと第3石油類1,000ℓを同一の場所で貯蔵する場合、当該場所は指定数量以上の危険物を貯蔵しているものとみなす。
- (4) 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、市町村条例で定められる。
- (5) 指定数量以上の危険物を10日以内貯蔵する場合は、消防法の規制を受けない。

問題3 石油類に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 灯油、軽油及び重油は、第2石油類である。
- (2) 石油類は、引火点の高いものほど指定数量が小さい。
- (3) 第4石油類とは、引火点が200℃以上の石油類をいう。
- (4) 石油類は、すべて甲種危険物である。
- (5) 第1石油類の引火点は21℃以上である。

問題4 手続に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 製造所等において、貯蔵し、または取扱う危険物の種類または数量のみを変更しようとするときは、10日前までに市町村長等に届け出ること。

- (2) 製造所等の位置、構造または設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出ること。
- (3) 製造所等の譲受または引渡を受けたときは、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出ること。
- (4) 許可を受けた製造所等が完成したときは、市町村長等が行なう完成検査を受けること。
- (5) 指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に取扱う場合は、消防長または消防署長の承認を受けること。

問題5 危険物の規制に関する記述で、次のうち誤っているのはどれか。

- (1) 指定数量未満の危険物でも、その貯蔵取扱いの方法について消防職員より指示されることがある。
- (2) 指定数量以上の危険物を10日以内に限り仮に貯蔵する場合でも、消防長または消防署長の承認を必要とする。
- (3) 指定数量以上の危険物を航空機や鉄道で運搬するときは出発地の消防署長の承認を必要としない。
- (4) 指定数量以上の危険物を車両で運搬するときは、消火器や標識が必要である。
- (5) 製造所等でも、指定数量未満の危険物は誰れでも取扱うことができる。

問題6 200ℓ入りドラムの軽油40本と、200ℓ入りドラムの重油200本を貯蔵倉庫に貯蔵している場合、ガソリンをあと何ℓ貯蔵すると指定数量の200倍になるか、次のうち正しいものを選べ。

- (1) 16400ℓ
- (2) 12600ℓ
- (3) 12400ℓ
- (4) 8600ℓ
- (5) 8400ℓ

問題7 次の記述のうち、太字の数字が正しいものはどれか。

- (1) 一般取扱所とは、指定数量の**30**倍以下の危険物を取り扱う取扱所をいう。
- (2) 屋内貯蔵所の保安距離は、学校、病院から**30**メートル以上である。
- (3) 屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大数量は、指定数量の**30**倍である。
- (4) 危険物は、指定数量の**30**倍が消火設備の1所要単位である。
- (5) 仮貯蔵又は仮取扱いの承認される期間は、**30**日以内である。

問題8 取扱者免状について次のうち正しいものはどれか。

- (1) 危険物製造所等を設置する事業所を退職したときは

免状を返納しなければならない。

- (2) 免状を亡失し再交付を受けた者は亡失した免状を発見した場合は、遅滞なく焼却すること。
- (3) 本籍地を変更した時は、居住地又は勤務地を管轄する都道府県知事に書換申請しなければならない。
- (4) 一たん免状の交付を受けると、いかなる理由があっても返納を命ぜられることはない。
- (5) 免状を紛失した場合は再交付を受けることはできない。

問題 9 保安監督者について次のうち、正しいものはどれか。

- (1) 保安監督者とは、防火管理者および危険物施設保安員として市町村長等に届出されたものをいう。
- (2) 保安監督者とは、甲種、乙種または丙種危険物取扱者免状の交付を受けているものが、管理者等から選任され、その旨を市町村長等に届出されたものをいう。
- (3) 保安監督者とは、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているものが市町村長等から推薦されたものをいう。
- (4) 保安監督者とは、甲種または乙種危険物取扱者免状の交付を受けているものが、管理者等から選任され、その旨を市町村長等に届出されたものをいう。
- (5) 保安監督者とは、甲種、乙種または丙種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の取扱いの経験が10年以上のものをいう。

問題10 「西宮市に居住し、大阪市内の事業所に勤務する本籍地宮崎島のAさんが、大阪府で危険物取扱者試験を受験し、大阪府より取扱者免状の交付をうけていたが、京都市内の事業所に転勤し、大津市内に転宅し、本籍地も現住所に移した。

この場合Aさんの免状の書換申請について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 宮崎県と滋賀県に申請しなければならない。
- (2) 氏名、生年月日を変更していないから申請の必要はない。
- (3) 兵庫県と滋賀県に申請しなければならない。
- (4) 京都府か滋賀県に申請しなければならない。
- (5) 西宮市、大阪市、京都市、大津市のいずれかに申請しなければならない。

問題11 危険物の製造所等のうち、住居（製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く）学校・病院・劇場等から一定の距離（保安距離）を保有しなければならないものは、いくつあるか。

第 1 種販売取扱所 屋内貯蔵所 給油取扱所
屋内タンク貯蔵所 一般取扱所 製造所

- (1) 1つ (4) 4つ
(2) 2つ (5) 5つ
(3) 3つ

問題12 灯油 5,000ℓ の貯蔵、取扱いについて次のうち誤っているのはどれか。

- (1) 1つの簡易タンク貯蔵所に貯蔵することができる。
- (2) 屋外貯蔵所に貯蔵することができる。
- (3) 屋内タンク貯蔵所に貯蔵することができる。
- (4) 所轄消防長又は消防署長の承認を受けると、10日以内であれば仮に貯蔵することができる。
- (5) 地下タンク貯蔵所に貯蔵することができる。

問題13 製造所等の位置、構造、設備について次のうち正しいものはどれか。

- (1) 屋内タンク貯蔵所のしきいは15cm以上の高さとする。
- (2) 1つの簡易タンク貯蔵所には、品質の異なる危険物を貯蔵する場合には簡易貯蔵タンクを3こまで設置することができる。
- (3) 販売取扱所の店舗は建築物の1階か2階に設けること。
- (4) 一般取扱所の建築物が耐火構造の場合は、その周囲には空地を保有しなくてもよい。
- (5) 工業地域に設ける給油取扱所は地下タンクを設けないことができる。

問題14 次の製造所等は、いずれもガソリンを貯蔵し、または取扱うものである。誤っているものはどれか。

- (1) 簡易貯蔵タンクの最大容量は600ℓである。
- (2) 屋内貯蔵タンクの最大容量は1,000ℓである。
- (3) 移動貯蔵タンクの最大容量は20,000ℓである。
- (4) 給油取扱所の地下専用タンクの最大容量は10,000ℓである。
- (5) 屋外貯蔵タンクの最大容量については制限されていない。

問題15 次の表は、製造所等の保安距離、空地及び最大貯蔵量の制限に関する規制の有無を示したものであるが、正しいものはどれか。

	貯蔵所の区分	保安距離規制の有無	空地規制の有無	最大貯蔵量制限の有無
(1)	屋内貯蔵所	なし	有	なし
(2)	地下タンク貯蔵所	有	なし	有
(3)	屋内タンク貯蔵所	なし	有	なし
(4)	屋外タンク貯蔵所	なし	なし	有
(5)	屋外貯蔵所	有	有	なし

問題16 平家建の屋内タンク貯蔵所における危険物の貯蔵最大数量として、危険物の規制に関する政令第12条に示す基準に適合しているものは、次のうちどれか。

- (1) 第1石油類は、10,000リットル以下である。
- (2) 第2石油類は、20,000リットル以下である。
- (3) 第3石油類は、30,000リットル以下である。
- (4) 動植物油類は、40,000リットル以下である。
- (5) 第4石油類は、50,000リットル以下である。

問題17 第4類危険物の屋内貯蔵所に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 壁、柱、床は耐火構造とすること。
- (2) 屋根は軽量不燃材料とすること。
- (3) 床は地盤面以下とすること。
- (4) 換気設備を設けること。
- (5) 開口部には甲種又は乙種の防火戸を設けること。

問題18 第1石油類5,500ℓ、第2石油類6,000ℓおよび第3石油類6,000ℓを貯蔵する外壁が耐火構造で150㎡の倉庫について、次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) 貯蔵する危険物は指定数量の70倍である。
- (2) 消火設備の所要単位は、倉庫1単位、危険物70単位である。
- (3) 屋内貯蔵所として許可を受けなければならない。
- (4) 第4種と第5種の消火設備を必要とする。
- (5) 避雷設備を必要とする。

問題19 給油取扱所についての記述で、正しいものはどれか。

- (1) 地下専用タンクの容量は指定数量の100倍以下とすること。
- (2) 予防規程を作成し、施設保安員を定めること。
- (3) 危険物保安監督者を選任すること。
- (4) 第4種と第5種の消火設備を設置すること。
- (5) 地下専用タンクに注油中はそのタンクに接続する給油設備の使用は注意して行なうこと。

問題20 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 屋外で液状の危険物を取り扱う場合は、その地盤面をコンクリート等で舗装するとともに傾斜をつけ、ためますを設けること。
- (2) 第4類の甲種危険物を貯蔵する倉庫では、引火性蒸気が低所に滞留するおそれがあるので屋外の高所に排出する設備を設けること。
- (3) 一の屋外貯蔵タンクの周囲に設ける防油堤の容量は、当該タンク容量の10%以上とすること。
- (4) 低引火点の石油類を取扱う設備には静電気が発生する恐れがあるので、静電気除去装置を設けること。
- (5) 給油取扱所の空地は間口10メートル以上、奥行6メ

ートル以上で、防火への高さは最低2メートルとすること。

問題21 容量が、40,000ℓ、60,000ℓ及び100,000ℓの屋外貯蔵タンクを同一敷地内に隣接して設置、これら3基のタンクを包含する一つの防油堤を造った。この防油堤の最小容量はいくらあればよいか。

- (1) 40,000ℓ
- (2) 60,000ℓ
- (3) 80,000ℓ
- (4) 110,000ℓ
- (5) 220,000ℓ

問題22 ガソリン8,000ℓと灯油6,000ℓを貯蔵する屋内貯蔵所に設置する消火設備として、政令の基準に適合しているものは次のうちどれか。

- (1) 能力単位が2単位の泡消火器5ヶ
- (2) 能力単位が2単位の粉末消火器7ヶ
- (3) 能力単位が8単位の粉末消火器1本と3単位の泡消火器2ヶ
- (4) 容量100kgの粉末大型消火器1台と能力単位が4単位の泡消火器1ヶ
- (5) 容量100ℓの水槽と容量10ℓの泡消火器2ヶ

問題23 次に掲げる貯蔵所及び取扱所のうち、小型消火器のみを設ければよいものはいくつか。

屋外タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所
給油取扱所	地下タンク貯蔵所
屋内タンク貯蔵所	一般取扱所

- (1) 2つ
- (2) 3つ
- (3) 4つ
- (4) 5つ
- (5) 6つ

問題24 掲示板に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 掲示板は、巾0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板であること。
- (2) 掲示板には、危険物の類別、品名及び貯蔵最大数量又は取扱最大数量を表示すること。
- (3) 第4類の危険物を貯蔵し、又は取扱っている製造所等には、地を青色、文字を白色とした「禁水」の掲示板を設けること。
- (4) 給油取扱所には、「給油中エンジン停止」と表示した掲示板を設けること。
- (5) 地色が赤の掲示板は、「火気厳禁」又は「火気注意」を示しているものである。

質 疑 応 答

用 途 地 域 と は

〔質問〕用途地域制限についてお教え下さい。

〔回答〕都市には立地条件からみて、静かな住宅地としてふさわしいところ、商業地としてにぎやかなところ、また工業地帯など、それぞれの地域に適した建築物の用途があります。

しかし、これらの地域の特徴を無視して、その利用者によって勝手気ままに使用されると無秩序な街が生まれ、社会における共同生活が良好に保たれなくなります。たとえば静かな住宅地に有害な工場が出来たりしますと住宅地として環境を害するばかりでなく、近所の人々も大へん迷惑をこうむることになります。これらの工場から発生する騒音、振動、粉じん、ばい煙、有毒ガス、悪臭、排液など、または発火性、引火性の危険物の貯蔵または処理等が近ごろ問題となってきました公害の大部分を占めています。

これを防ぎ土地を有効に使用して、土地をそれぞれの用途等に応じて分類し、利用形態を規制することが必要となります。このようなところから明るい健康なしかも活気ある都市にするために都市計画法により指定されています。

用途地域は①主として住居の環境を守るため定める住居地域、②主として商業その他の業務の利便を増進するため定める商業地域、③主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める準工業地域、④主として工業の利便を増進するため定める工業地域の4種があります。

これらの地域に指定されますと、その目的にあった建築物しか建築することができません。したがって、これから建物を建てられる方は、その土地がどの地域に指定されているか知っておかねばなりません。用途地域を知るためには、土地の所在地の市役所、町村役場に行って縦覧してください。

また、これらの用途地域にもっと細かい地区を補足する意味で専用地区があります。専用地区とは住居地域内においてとくに良好な住居環境を保護するため定める住居専用地区と、工業地域内において、とくに工業の利便を増進するために定める工業用地区と地域産業の保護を目的とした特別工業地区です。これらの地域、地区における建築物の規制は別に定めています。なお今まで述べてきたのは土地用途面からの建築の規制を受ける地域、地区ですが、其の他に都市計画によって更に若干の地域

地区を定めることが出来ることになっています。

危険物の貯蔵や取扱いは原則として工業地域以外ではできません。ただし各地域によって制限許容量がありますのでくわしくは消防署や府市建築担当課におき下さい。

重 油 は 第 3 石 油 類 か

〔質問〕従前、重油は第3石油類と指定されていましたがその後引火点により第2石油類に該当するものもあると教わりました。最近はまだ第3石油類だという人もいますが、第2石油類だと書いた本もあります。どちらが本当なのでしょう。

〔回答〕重油の引火点はJISによりますと
1種1号2号 引火点 60°C以上
2種 〃 60°C以上
3種1号2号3号4号 〃 70°C以上

となっていますので、重油の種類によっては引火点が70°C未満のものもあります。そこで従前の石油類の分類法からいきますと「重油は一般に第3石油類ですがなかには第2石油類に該当するものもある。」ということになっていました。昨年の法改正で、「第3石油類とは、重油及びクレオソート油のほか20°Cで液体で引火点が70°C以上200°C未満のものをいう」という定義により「重油は引火点に係らず第3石油類」ということとなります。現在市販されている書籍でも法改正前の内容を修正せずに販売されている解説書もあるようですから御注意下さい。

ホルマリン、クロロピクリンは危険物か

〔質問〕①ホルマリンは危険物に該当しますか。②クロロピクリンは危険物に該当しますか。

〔回答〕①ホルマリンについて

一般にホルマリンというのは、ホルムアルデヒド(沸点-19.2°Cで常温常圧では気体)の約37%水溶液のことで、通常安定剤として約10%~15%のメタノールを添加しています。

消防庁の解釈によると、ホルムアルデヒド37.5%(重量)以上、メタノール13%(重量)をこえる水溶液を引火点により石油類としてとりあつかいます。たとえば、ホルムアルデヒド37.5%、15%メタノールの水溶液では引火点は50°Cと報告されていますから、この場合は第2石油類としてとりあつかいます。

②クロロピクリンについて

クロロピクリンはニトロ基が1つですから第5類のニトロ化合物には該当しません。また油状ですが180°C以上で分解し引火点が測定できないので第4類にも該当しない、つまり危険物には該当しないということになります。

取扱者乗車義務 (タンクローリー)

いよいよ10月1日から実施

昨年6月消防法改正に伴い、改正項目が次々と施行されてきたが、いよいよ10月1日から危険物移動タンク貯蔵所の取扱者乗車規定が実施されることになった。また、一般トラックの標識も同日より新規格となる。

関係消防法を抜すいと次のとおり。

第16条の2 移動タンク貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。以下同じ。)による危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させてこれをしなければならない。

- ② 前項の危険物取扱者は、移動タンク貯蔵所による危険物の移送に関し政令で定める基準を遵守し、かつ、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。
- ③ 危険物取扱者は、第1項の規定により危険物の移送をする移動タンク貯蔵所に乗車しているときは、危険物取扱者免状を携帯していなければならない。

第16条の4

- ② 消防吏員又は警察官は、危険物の移送に伴う火災の防止のため特に必要があると認める場合には、走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、当該移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、危険物取扱者免状の提示を求めることができる。この場合において、消防吏員及び警察官がその職務を行なうに際しては、互いに密接な連絡をとるものとする。

第43条 左の各号の一に該当する者は、3月以下の懲役又は2万円以下の罰金に処する。

- 1 第8条第3項の規定による命令に違反して防火管理

者を定めなかった者

- 2 第10条第3項の規定に違反した者
- 3 第16条の規定に違反した者
- 4 第16条の2第1項の規定に違反した者

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第43条の2 第21条の2第4項の規定に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

第44条 左の各号の一に該当する者は、1万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 1 第3条第1項の規定による命令に従わなかった者
- 2 第4条、第16条の4第1項若しくは第34条(第35条の3第2項又は第35条の3の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 3 第16条の2第3項の規定に違反した者

試験日の変更について

さきに御通知申し上げました試験日(10月29日)は、試験場の都合で、1頁記載のとおり、11月23日に変更されましたので紙上を以て訂正方御通知申し上げます。

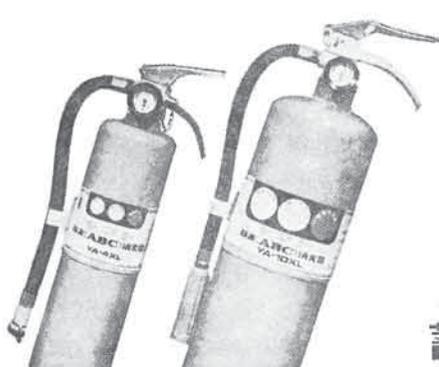
なお講習会は予定どおり。

大阪府危険物品協会連合会

もぎテスト11月16日に変更

大阪市危険物品協会

講習案内と同時に通知した、もぎテストは、試験日の変更により11月16日夜農林会館に変更、その他については予定どおり。



情熱の新発売! ヤマト消火器

ヤマト

エクセル

EXCEL

蓄圧式ABC粉末消火器